

奈良県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
杉村皮膚泌尿器科医院	橿原市地黄町三三四	平成二十八年一月一日
スギ薬局天理店	天理市前栽町九八一	平成三十年五月十六日
ながやま皮膚科	橿原市白檀町二丁目二二二番一三階	平成三十年五月三十一日
うえつきクリニック	天理市守目堂町一〇六一二	平成三十年五月三十一日
辻本内科医院	橿原市内膳町一〇一五 大通ロビル二階	平成三十年五月三十一日
医療法人翠悠会桜井診療所	桜井市大字粟殿一〇一九番七	平成三十年五月三十一日